

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と違っている。給料支払明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給料支払明細書から、申立人の主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年2月28日まで

ねんきん定期便を見て、A社に勤務していた申立期間について、給与支給明細書は所持していないが、当該期間の給与は32万円ぐらいであったにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が10万4,000円に減額訂正されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額の減額訂正については承知しておらず、事業主から説明も受けていないので、申立期間について、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、当初、34万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年2月29日）の直後の同年3月1日付けで、遡って10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、同社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「仕事は、他の従業員と同じ扱いだだったので、取締役としての肩書きも権限も無く、自分としては役員でなく従業員という認識で従事していた。通常どおり給与が支払われ、給与に見合う保険料も控除されていたので、標準報酬月額が減額されていたことは知らなかった。事業主から減額したという説明も無く、差額保険料が返還された覚えも無い。」旨主張している上、申立期間当時における同社の給与担当者は、「申立人は、当該期間当時、他の従業員と同じ仕事に従事していた。取締役としての権限は無く、標準報酬月額の減額の届出等の手続は事業主が行って

おり、申立人は標準報酬月額が減額されていることを知らなかったと思う。給与は通常どおり支払われ、保険料も給与に見合う額が控除されていた。」旨証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、34万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成元年 8 月までの期間及び 3 年 3 月から 6 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から平成元年 8 月まで
② 平成 3 年 3 月から 6 年 4 月まで

年金手帳の国民年金記録欄に被保険者期間が記載されているにもかかわらず、国民年金保険料の納付記録が出てこなかった。

転居のたびに、自分自身で国民健康保険と国民年金の手続を行い、国民年金保険料を納付していた記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金手帳の国民年金記録欄に被保険者期間が記載されているにもかかわらず、国民年金保険料の納付記録が出てこなかった。」旨主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前後の国民年金手帳記号番号から平成 6 年 8 月頃であると考えられ、当該時点において、申立期間①及び②のうち 3 年 3 月から 4 年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかつた上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人が最初に国民年金の被保険者資格を取得したのは、平成 6 年 7 月 30 日となっており、同被保険者名簿において、申立期間①及び②は未加入期間となっていることが確認でき、オンライン記録と一致していることから、当該期間当時、申立人は、国民年金に未加入であり国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手

続、保険料の金額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 1036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 16 日から 36 年 7 月 1 日まで
年金事務所に年金の加入記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険が未加入であることが分かった。

しかし、申立期間当時、A事業所（現在は、B社）に継続して勤務していたことは確かであり、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた記憶もあるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間において健康保険の加入記録があることから、当該期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「昭和 31 年 7 月 1 日 年金のみ喪失」及び「任包 健のみ」と記載されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「36 年 7 月 1 日 年金適用」と記載されていることから、申立期間当時、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、昭和 31 年 5 月 1 日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 3 人（申立人を含む。）は、いずれも同年 7 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格のみを喪失し、36 年 7 月 1 日に再び被保険者資格を取得していることが確認できる上、被保険者資格の喪失日及び取得日が訂正された形跡は見られない。

さらに、B社の事業主は、「申立期間当時の健康保険及び厚生年金保険に関する届書、賃金台帳等を保管していない。」と証言している上、申立期間当時の事業主は、既に死亡していることから、当該期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。